

# 新焼却施設の建設場所 裁判所の「和解」を“無視”し決定

新焼却施設建設の構成自治体は、桶川市、吉見町、東松山市、滑川町、小川町、ときがわ町、東秩父村及び嵐山町の8市町村で2013年3月に設立し、名称は「埼玉中部広域清掃協議会」以下、協議会Ⅱです。この協議会は各市町村長で構成し、会長は吉見町の新井保美町長、事務所は吉見町役場内です。議事はほとんど意見がなく進められています。

**建設検討委員会の設置前に建設場所を指定**

新井会長は、埼玉中部環境保全組合Ⅱ以下、中部環境Ⅱの焼却施設がある地域において、地元説明会を昨年10月22日に開いた際、地元住民の質問に“この地元に（焼却施設を）つくらせていただきたい”と答えています。この時点では「建設検討委員会」Ⅱ以下、委員会Ⅱは、まだ設置前でした。その後、委員会が設置され、新井会長が答えた場所Ⅱ吉見町大串地区Ⅱが8カ所中

## 現焼却施設は建設時、裁判所の「和解」で、 今後は「ごみ処理施設を新設しない」と約束

こうして決定したことと合わせ、中部環境の焼却施設は建設される際（1978年）、地元住民が大きな反対運動を起こし、自殺まで起き、裁判を起こした経緯があります。

決定したかのように演出するためのものでしかないことがわかります。また委員会にはときがわ町の野原和夫議員（共産党）も委員ですが、3回（しか開催していません）の会議のうち、2回目の会議は選挙戦中に、3回目は議会開会日に開き、共に出席出来ませんでした。出席出来ないことを狙った会議開催の疑いがあります。

域には、新施設を建設する考えはありません。住民との約束があるからです。

ここには住民に向き合う姿勢の違いがあります。また吉見町は、住民からの建設要望があることも理由にしています。この要望書は、表題に「一般廃棄物処理熱回収施設の建設について」と書いてあるもので、ごみ処理施設の建設とは、どこにも書いてありません。熱回収施設は多くの住民が望んで当然のことですが、これをあたかも、ごみ処理施設の建設要望があったかのようにしているのです。こんな誤魔化しで集めたものなど要望書に値するものではありません。

## 地元住民は再び訴訟へ

さらにこの地域は「吉見町洪水ハザードマップ」によると、5mにも水に浸かる地域に指定されています。

建設場所が決定した3月26日の協議会において、唯一、嵐山町の岩沢町長が「水害の危険性について別に定める評価基準とはなにか」と質問し、「県の評価基準のことです」という答弁でした。吉見町の洪水ハザードマップでは、つくることが出来ないのに、県の評価基準でつくりたいというこのようになります。このよう

なことで、施設建設をして良いのか、今後、問われると思います。

地元住民は、建設場所が地元で決定したことから、裁判に臨む意向であることを表明し、いま準備をしています。

それにしても協議会は、ほとんど意見が出ないのは、なぜでしょうか。考えられることは、他の自治体には踏み込まない、政治介入はしない、ということから来ているのではないのでしょうか。しかし建設は協議会で進めていることですから、協議会に加入している嵐山町もその責任があります。吉見町の地元住民に再び重い負担をかけないように、この地域への建設に反対すべきと考えます。



この周辺に決定。「建設反対」の看板が掲げられている

このとき裁判所は「和解」を勧告し、その「和解」の第10項に「ごみ処理施設を新設又は増設しない」ことが明記されたことから、地元住民は仕方なく受け入れたのです（86年）。そこに再びつくろうというのです。吉見町の顧問弁護士は、「和解」を結んだのは「中部環境」であり、（今度の）協議会ではないと説明。今度は組織も名前も違うから「和解」を遵守する必要はない、ということですが、しかし行政が結んだ「和解」には道義的責任があり、真摯に守ることが行政のあり方と考えます。

そういふ点では、小川地区衛生組合の焼却施設がある地

日本共産党嵐山支部

## 新しい嵐山

2014年6月 No.233

生活 町会議員 清水正之 62-4496  
相談 町会議員 川口浩史 62-9341